

## 北杜市上下水道経営基本計画及び水道ビジョン改訂支援業務委託 プロポーザル審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 北杜市上下水道経営基本計画及び水道ビジョン改訂支援業務委託プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）に関する審査等のため、北杜市上下水道経営基本計画及び水道ビジョン改訂支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 審査基準の作成に関すること。
- (2) プロポーザルで提案を行った者から、最も優れた提案を行った者を特定者として1名、特定者の次に優れた提案を行った者を次点者として1名（以下、「特定者等」という。）を選定すること。
- (3) その他、特定者等の選定に関し、必要な事項に関すること。

### (組織及び委員)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者により構成する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、北杜市上下水道経営基本計画及び水道ビジョン改訂支援業務委託契約を締結する日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、プロポーザルの内容その他審査に関する事項について、秘密を漏らしてはならない。

(責務)

第8条 委員は、プロポーザルに参加する事業者に対して、助言、指導その他の援助を行ってはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、上下水道局上下水道総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和4年11月10日から施行し、北杜市上下水道経営基本計画及び水道ビジョン改訂支援業務委託契約を締結した日をもって廃止する。

別表（第3条関係）

北杜未来部長
企画部長
上下水道局長
企画部 財政課長
企画部 管財課長
上下水道局 上下水道総務課長
上下水道局 上下水道施設課長
上下水道局 上下水道維持課長